

大阪府と日本マイクロソフト株式会社との AI（人工知能）利活用に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と日本マイクロソフト株式会社（以下「乙」という。）は、スマートシティの推進を中心とした人工知能（以下「AI」という。）に関する取組（以下「本取組」という。）を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、本取組を通じて、府民の生活の質（QOL）の向上や甲における AI 利活用促進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）甲の推進するスマートシティ関連施策における生成 AI の利活用に関すること
- （2）甲の AI 利活用人材の育成に関すること
- （3）その他甲の推進する施策について、両者が合意したもの

2 実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（協定終了時の措置）

第5条 前条に基づき本協定を終了したときは、甲及び乙は、相手方から開示された文書、資料等を遅滞なく相手方に返却し、又は相手方の指示に従い処分するものとする。

2 本協定が終了した場合であっても、本条、第7条、第8条第2項及び第9条の規定は、本協定終了後1年間、なお有効に存続するものとする。

（確認事項）

第6条 甲及び乙は、本協定により、甲乙間で何等かの取引を開始することを確約するものではない。

2 甲及び乙は、本協定及び本協定に基づく連携・協力に関して公表を行う場合には、その内容、時期及び方法等について合意したうえで、これを行うものとする。

(秘密保持)

第7条 本条において、「秘密情報」とは、本協定又は本協定に基づく連携・協力に関して相手方より提供される情報のうち、「秘密」である旨が表示され、又は秘密であることを受領当事者が合理的に認識し得る、非公開の情報を意味するものとする。秘密情報には、(1)本協定に違反することなく公知となった情報、(2)受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、合法的に別の情報提供者から受領した情報、(3)受領当事者が独自に開発した情報、又は、(4)当事者の一方が他方当事者の業務、製品若しくはサービスに関して自発的に提供した意見・提案は、含まれないものとする。

2 甲及び乙は、相手方の秘密情報を保護するために合理的な手段を講じるものとし、本協定の目的においてのみ、相手方の秘密情報を使用するものとする。甲及び乙は、その職員、関連会社、委託業者、アドバイザー及びコンサルタント（以下「担当者」と総称する。）に対して、必要限度でのみ、本協定と同等以上の秘密保持義務を課したうえで開示する場合を除き、秘密情報を第三者に開示しないものとする。甲及び乙は、その担当者による秘密情報の使用について責任を負うものとし、不正に使用又は開示されていることを発見した場合には、直ちに相手方に通知しなければならない。

3 甲及び乙は、法令により求められる場合には、相手方が秘密情報の保護を要請できるよう（法的に許される場合に）相手方に通知した後にのみ、相手方の秘密情報を開示することができる。

4 甲及び乙は、秘密情報を受領してから5年間、当該秘密情報について本条に基づく義務を負うものとする。

(その他)

第8条 乙が甲に対して助言又は支援等を提供する場合、乙は当該助言等が正確なものであることを保証するものではない。

2 また、本条第1項と同様の場合において、乙はこれらによって甲に生じた損害等について責任を負わないものとする。

(疑義等の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。本協定に関する一切の紛争は、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。本協定は、日本法に準拠する。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年9月6日

甲：大阪府

スマートシティ戦略部長

坪田 知巳

乙：東京都港区港南 2-16-3 品川グランドセントラルタワー

日本マイクロソフト株式会社

執行役員 常務

パブリックセクター事業本部長

佐藤 亮太